



平成27年 5 月 25 日

各 位

本店所在地 岐阜県羽島市江吉良町江中七丁目 1 番地
 会社名 株式会社 文 溪 堂
 代表者の
 役職氏名 代表取締役社長 川 元 行 雄
 (コード番号 9471 名証第 2 部)
 問合せ先 取締役管理本部長 渡 邊 明 彦
 (TEL 058-398-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年 5 月 25 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成27年 6 月 25 日開催予定の第62期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営に対する監督機能の充実及び今後の経営基盤の強化を図るために、現行定款第18条（取締役の員数）に定める取締役の員数を10名以内から12名以内に変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
- ①業務執行取締役等でない取締役との間においても、賠償責任を限定する契約を締結することが認められたことに伴い、当社定款第26条第 2 項（取締役の責任免除）に対して必要な文言の変更を行うものであります。
- ②社外監査役でない監査役との間においても、賠償責任を限定する契約を締結することが認められたことに伴い、当社定款第35条第 2 項（監査役の責任免除）に対して必要な文言の変更を行うものであります。
- なお、現行定款第26条第 2 項（取締役の責任免除）の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の員数) 第18条 当社の取締役の員数は、 <u>10名以内</u> とする。	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役の員数は、 <u>12名以内</u> とする。
(取締役の責任免除) 第26条 (条文省略) (2) 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、会社法第423条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。	(取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり) (2) 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、会社法第423条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>(2) 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p>
--	---

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成27年6月25日

定款変更の効力発生日 平成27年6月25日

以 上